### 兵庫県こころのケアセンター外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県こころのケアセンター(以下「センター」という。)業績評価実施要綱(以下「要綱」という。)第2条第4項に基づき、センターに外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、センターの事業等の評価を行い、その結果を理事長に報告する。 (組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、センターと利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

## (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

## (委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する 委員が、その職務を代理する。

## (会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

- **第7条** 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要がある場合は、委員会に部会を設けることができる。
- 2 部会の運営については、別に定める。

#### (謝金)

**第8条** 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

#### (旅費)

- **第9条** 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。
- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規 定に準ずる。

# (庶務)

第10条 委員会の庶務は、センター研修情報課において処理する。

## (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成19年3月13日から施行する。

# 附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

# 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。